

■ 高額介護サービス費制度による負担限度額について

1 カ月あたりの介護サービス費の自己負担額が高額になる場合、所得に応じて限度額を超えた分を払い戻してもらえる制度です。要介護状態が進み、いろいろなサービスを利用しなければならない場合、自己負担額も高額になります。そんな時、自己負担分をさらに軽減してくれるのが高額介護サービス費制度です。

負担限度額について

高額介護サービス費制度では、所得によって負担限度額が次の4区分、6段階に分けられています。

区分	対象者	負担限度額	
		世帯の限度額	個人の限度額
1段階	生活保護を受給している方等	15,000円	15,000円
2段階	全員が非課税の世帯、かつ前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	24,600円	15,000円
3段階	全員が非課税の世帯（第1段階・第2段階に該当しない方）	24,600円	24,600円
4_1段階	市町村民課税～課税所得380万円（年収約770万円）未満	44,400円	
4_2段階	課税所得380万円（年収約770万円）～課税所得690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円	
4_3段階	課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円	

※ 高額介護サービス費の対象となるのは介護サービス費分（1割又は2, 3割の分）に適用されます。その他の食費や居住費は対象外となります。

※ 特養ホームに入所し、世帯分離（住所移動）している場合は、個人の限度額となります。